

②③ 養護一般

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

- 1 平成21年4月1日に施行された学校保健安全法の第5条及び第9条について、次の①～⑦にあてはまる語句をそれぞれ書きなさい。

第5条

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の(①)、(②)、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第9条

(③)その他の職員は、相互に連携して、(④)又は児童生徒等の(⑤)の日常的な(⑥)により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その(⑦)(学校教育法第16条に規定する(⑦)をいう。第24条及び第30条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。

- 2 次の(1)～(3)に答えなさい。

- (1) 医薬品、医薬部外品及び化粧品等の取り扱いを規制している法律は何か、書きなさい。
- (2) 医薬品は使う目的から大別して、2種類に分けられる。1つは一般用医薬品である。もう1つは何か、書きなさい。
- (3) 学校に一般用医薬品を置いた場合の保管・管理上の注意点を3つ書きなさい。

- 3 感染症とそれに関連する法令について、次の(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 次の表の、①～④にあてはまる語句を書きなさい。

疾病	予防接種法施行令による 定期の予防接種の対象者	学校保健安全法施行規則における 感染症の種類
(①)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (②)以上13歳未満の者	第一種
百日せき	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	(③)
風しん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者	(④)

- (2) 学校保健安全法施行規則に示されている出席停止の5つの報告事項のうち、「その他参考となる事項」以外の4つを書きなさい。

(全5枚中の2枚目)

⑳ 養護一般

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

4 次の(1)～(4)に答えなさい。

(1) 下図は人間の耳の一部を表したものである。次の①、②に答えなさい。

① ア～クの名称を書きなさい。

② キは3つの骨が関節をなして連なっている。3つの骨の名称を書きなさい。

(2) 音が内耳に伝わる経路(音の伝導)を2つ書きなさい。

(3) 次の場合の平均聴力計算式を記入し、平均聴力を算出しなさい。

500Hzの閾値 35dB, 1000Hzの閾値 40dB, 2000Hzの閾値 50dB, 4000Hzの閾値 50dBの場合

(4) 次の表は、学校における検診で対象となる耳の主な疾患と判定基準である。①、②にあてはまる語句を書きなさい。

②③ 養護一般

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

5 次の(1), (2)に答えなさい。

(1) 起立性調節障害について説明しなさい。

(2) ネフローゼ症候群について説明しなさい。

6 次の(1)～(3)に答えなさい。

(1) 次の表は薬物を取り締まる法律名と対象となる薬物の例を示したものである。次の①～④にあてはまる語句を下のア～クから選び、その記号を書きなさい。

ア 大麻取締法	イ 医療法	ウ 農薬取締法	エ 覚せい剤取締法	オ 毒物及び劇物取締法
カ あへん法	キ 薬剤師法	ク 麻薬及び向精神薬取締法		

(2) 第三次薬物乱用防止五か年戦略では、学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化などが示されている。次の文は、その一部である。①～⑥にあてはまる語句を下のア～シから選び、その記号を書きなさい。

・学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「(①)」、「特別活動」における指導、「(②)」の例示として示されている「(③)」に関する(④)・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導を行う。

・すべての中学校・高等学校において、少なくとも(⑤)の薬物乱用防止教室を開催するよう指導すること。その際、警察職員、麻薬取締官OB、(⑥)等の協力を得つつ、その指導の一層の充実を図る。

ア 学期1回	イ 健康	ウ 道徳	エ 計画的	オ 環境	カ 学校薬剤師
キ 横断的	ク 総合的な学習の時間	ケ 年1回	コ 学校歯科医	サ 国語	シ 学校医

②③ 養護一般

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

- (3) 新小学校学習指導要領解説「体育編」の「第5学年及び第6学年の目標及び内容」の「保健」の「病気の予防」の「喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」について、次の①～⑩にあてはまる語句を下のア～チから選び、その記号を書きなさい。

(ア) 喫煙については、せきが出たり心拍数が増えたりするなどして呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れること、(①)により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。なお、喫煙を長い間続けると(②)や心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。

飲酒については、(③)が鈍る、呼吸や心臓が苦しくなるなどの影響がすぐに現れることを理解できるようにする。なお、飲酒を長い間続けると(④)などの病気の原因になるなどの影響があることについても触れるようにする。

その際、(⑤)からの喫煙や飲酒は特に害が大きいことについても取り扱うようにし、(⑥)の喫煙や飲酒は法律によって禁止されていること、(⑦)や周りの人からの誘いなどがきっかけで喫煙や飲酒を開始する可能性があることについても触れるようにする。

(イ) 薬物乱用については、シンナーなどの(⑧)を取り上げ、(⑨)の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、(⑩)に深刻な影響を及ぼすことを理解できるようにする。なお、薬物の乱用は法律で厳しく規制されていることにも触れるようにする。

- | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|---------|
| ア 低年齢 | イ 思春期 | ウ 思考力 | エ 数回 | オ 心臓病 |
| カ 受動喫煙 | キ 肺がん | ク 毒物 | ケ 好奇心 | コ 心身の健康 |
| サ 有機溶剤 | シ 能動喫煙 | ス 未成年 | セ 一回 | ソ 判断力 |
| タ 日常生活 | チ 肝臓 | | | |

⑳ 養護一般

(解答は、すべて解答用紙に記入すること)

7 平成21年4月1日に施行された学校環境衛生基準について、次の(1)～(3)に答えなさい。

(1) 学校において環境衛生検査は、定期検査、日常点検及び臨時検査として行われる。定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録の保存年限を書きなさい。

(2) 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に環境衛生検査を行うものとされている。次の①～⑤にあてはまる語句を書きなさい。

- ・感染症又は(①)の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
- ・(②)等により環境が(③)になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- ・新築、改築、(④)等及び机、いす、コンピュータ等新たな(⑤)の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
- ・その他必要なとき。

(3) 次の検査項目の検査方法について、次の①～⑧にあてはまる語句を書きなさい。

	検査項目	検査方法
換気及び保温等	換気	二酸化炭素は、(①)により測定する。
	相対湿度	(②)を用いて測定する。
	気流	(③)又は微風速計を用いて測定する。
	二酸化窒素	(④)により測定する。
	揮発性有機化合物	揮発性有機化合物の採取は、教室等内の温度が高い時期に行い、(⑤)では30分間で2回以上、(⑥)では8時間以上行う。
	ダニ又はダニアレルゲン	温度及び湿度が高い時期に、ダニの発生しやすい場所において1㎡を(⑦)で1分間吸引し、ダニを捕集する。捕集したダニは、顕微鏡で計数するか、アレルゲンを抽出し、(⑧)によりアレルゲン量を測定する。